

町の各種医療制度

老人保健医療制度

老人保健医療制度については、表2のとおりです。  
老人保健医療受給者のうち、表3の 2、 3に該当する方は、負担が軽減されます。

表 2

	対 象 者	保険課で手続きをすると		
		自己負担額は次のとおりとなります		
老人保健法による医療など (老人保健医療)	・75歳以上の方 (昭和7年9月30日までに生まれた方を含む)  ・65歳以上で一定の障害のある方  * 所得制限はありません。	医療機関で健康保険証、受給者証、健康手帳を提示することにより	外 来	医療費の1割または2割
			入 院	医療費の1割または2割 ただし、同じ月に同じ医療機関への入院については、表3のとおり限度額があります。
				食事代
		高 額 医 療 費	医療機関の窓口では、医療費の1割または2割(入院については限度額があります)を支払い、その合計額が1カ月に表3の患者負担限度額を超えた場合、超えた額が払い戻されます。	

表 3

区 分	患 者 負 担 限 度 額	
	外来(個人ごとに計算します)	世帯単位で入院と外来が複数あった場合は合算します
一定以上所得者 1	40,200円	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×1%(40,200円)
一 般	12,000円	40,200円
住民税非課税	8,000円	2 24,600円
		3 15,000円

- 1 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が145万円以上)の70歳以上の方または老人保健対象者がいる方。ただし、70歳以上の方および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(単身世帯の場合: 年収484万円未満、2人以上の世帯の場合: 年収621万円未満)である旨申請があった場合を除きます。
  - 2 住民税非課税の世帯に属する方
  - 3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。
- ・ ( )内の数字40,200円は、年4回以上高額医療費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額。
  - ・ 患者負担限度額は、同一世帯に属する老人保健対象者の患者負担を合算した限度額。
  - ・ 人工透析を行っている慢性腎不全、血友病などの患者負担限度額は、10,000円となります。
- 医療費の患者負担限度額と入院時食事代の減額には、所定の手続きが必要です。